

地下水汚染について

井田町において工場跡地の土地を購入した者が、土壤汚染対策法に基づき土壤汚染の調査をした際、自主的に地下水汚染調査をしたところ、テトラクロロエチレン等下記の物質について環境基準を超過しました。

記

1 調査結果

調査地点	基準超過項目	検出濃度	環境基準値
井田町	テトラクロロエチレン	0.017m g / l	0.01m g / l
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.097m g / l	0.04m g / l
	トリクロロエチレン	0.038m g / l	0.03m g / l

なお、複数の調査地点がある場合は、検出濃度は最大の数値を記載しました。

2 状況と対策

土壤汚染調査では、土壤の汚染はありませんでした。

今後、市は周辺調査を実施して原因の調査及び汚染範囲の確定を行う予定です。

参考

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい、行政上の政策目標として定めた基準。環境基本法により規定されています。

テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。「パークレン」とも呼ばれる。無色透明の液体で揮発性、不燃性、水に難溶。

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっている。

急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告がある。

シス-1,2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。トリクレンと呼ばれることもある。無色透明の液体で揮発性、不燃性、水に難溶。

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

急性毒性は皮膚・粘膜に対する刺激作用で、目の刺激、眠気、頭痛、倦怠感とともに、認知能力、行動能力の低下など。日本でも高濃度暴露による死亡事例が労働災害として報告されている。

慢性毒性は、高濃度において肝・腎障害が認められることがある。